

9月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和3年9月30日（木）
- 2 場所 市役所3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第24号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について ……資料1（教育部長）
 - 日程第5 議案第25号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正規則について ……資料2（学校教育課）
 - 日程第6 議案第26号 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について ……資料3（学校教育課）
 - 日程第7 報告第23号 令和3年度全国学力学習状況調査（市の分析結果）について ……資料4（学校教育課）
 - 日程第8 報告第24号 教育委員会の後援名義等使用について ……資料5（教育総務課）
- その他報告事項
 - こども園推進本部会議について ……資料6（保育幼稚園課）
 - デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について ……資料7（生涯学習課）
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員（教育長職務代理者） 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 敦子
教育委員 足立 義幸
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、
学校教育課長、学校教育課課長代理、文化財保護課長
生涯学習課長、スポーツ振興課長、図書館長
- 6 その他出席者 こども未来部長、こども未来部次長兼保育幼稚園課長、
- 7 書記 教育総務課課長代理
- 8 傍聴者 0人

午後 2 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。明日 10 月 1 日で緊急事態宣言が全国一斉解除ということによろくなりました。この一か月ほどを振り返りますと、感染の「第 5 波」の収束が見通せない中での新学期が始まり、今までと状況が変わったのは、夏休み中に子どもの感染が増加したということで、焦点が大人から子どもに完全に移ったということになります。新学期を迎え、子どもを介して、学校からの感染が地域へ広がらないかとの懸念がマスコミを通じて報道されました。学校は、国や府から一斉休校の要請のない中、又、決定的な方策のない中、子どもの健康を守り、学習の機会を保障する取組みが求められました。

もう一つは、膨大な感染者数のなか保健所の対処能力が限界にきてしまい、検査の遅れから学校休校が長期化する恐れが出るということで我々も大変心配いたしました。この件につきましては、学校が保健所の調査に協力することで、迅速に対応することで、幸いなことに明日緊急事態宣言は解除にはなりますが、この間、休校措置をとった学校はありませんでした。

教職員の新型コロナワクチン接種率を上げるため、市長にもお願いにあがりまして市内在住ではない教職員も優先的に接種するということを決定していただき、希望する教職員の接種は完了しております。

9 月に入って少し経ちましてから感染者数もピークを超え、急速に減少傾向になりました。明日、10 月から緊急事態宣言解除ということで、以降、運動会や、修学旅行等の予定がこれから目白押しで入ってくると思います。感染防止対策を実施しながら、なかなか充実の秋とまではいきませんが、一つでも多くの楽しい体験をさせてあげられるのかなと思っています。それと共に、少し話は変わりますが、昨日、自民党の総裁選挙で岸田さんが総理になりました。注目していたのは、4 人の候補者がどういう公約をあげるのかを見ておりました。まず河野さんが、貧困・虐待・不登校・自殺ゼロということで、子ども庁あたりの施策も踏まえて子ども政策をと言い出しましたが、全て 4 候補とも子ども政策を大きな課題に挙げているということで、これから幼児教育がさら注目されていくのかなというように思っています。

それでは 9 月の定例教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、福村委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回令和 3 年 7 月の定例教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。

次に教育長報告についてはございません。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が3件、報告事項が2件、その他報告事項が2件です。

それでは、議案第24号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、教育部長、説明願ひます。

○教育部長

それでは、議案第24号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定につきまして提案説明させていただきます。

藤井寺市教育委員会感謝状贈呈要綱第7条の規定によりまして、令和3年度教育委員会感謝状贈呈者にかかる審査会を9月17日に開催に開催し、別紙資料1のとおりとなりましたのでご報告させていただきます。

《藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の審査結果について説明》

○教育長

今日、初めて資料を委員の皆さまに見ていただいたということですが、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

推薦というのは、どれくらいの方の中からおの方々が選ばれたのか教えていただけますか。

○教育部長

道明寺中学校から1名、藤井寺西小学校から7名の推薦がございました。

○教育長

この方々のほか採用しなかった理由等、もう少し詳しく説明願えますか。

○教育部長

道明寺中学校の方につきましては、地域教育協議会でご活躍いただいておりますが、その活動は区長会の区長という立場でお引き受けいただいております。区長を退かれたと同時に地域教育協議会の活動も退かれております。また、すでに区長会の方で市民表彰を受けられている経緯もございましたので、今回の教育委員会の感謝状贈呈については省かせていただきました。

○学校教育課長

藤井寺西小学校の方々の推薦につきましては、7名の方がおられて、その内2名の方を推薦させていただいたのですが、選ぶにあたりましては、年齢の高い方、かつ、学校での貢献年数の長い一定の期間を超えている方を選ばせていただきました。

○委員

ちなみに、各学校に対して推薦を募るような発信をされていて、その結果として、それだけの推薦人数があがっているということでしょうか。

○教育部長

その通りでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。初めての委員の方もいらっしゃるので、藤井寺市教育委員会感謝状贈呈要綱の資料を準備して、後日お示しいただけたらと思います。他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第24号 藤井寺市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第24号について決定いたします。

続きまして、議案第25号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛け金に関する規則の一部を改正する規則について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第25号「独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛け金に関する規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

本規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年12月13日号外法律第162号）第18条及び、第29条第2項の規定による共済掛け金の返還を受けるにあたり、教育委員会規則等に、「保護者負担額」と、設置者が定めた保護者負担額の全部または一部を、「経済的理由により徴収しない」ことが明記されている必要があるため、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛け金に関する規則の一部を改正しようとするものです。

資料2枚目、改正点の詳細は新旧対照表をご覧ください。

要保護（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する

要保護者に該当する者をいう。) 1人当たり年額20円と実態に合わせて保護者負担額を明記いたしました。

また、「保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収を免除することができる。」を、「経済的理由により徴収を免除する。」と、こちらも実態に合わせた内容にしたものです。以上、説明とさせていただきます。

○教育長

これは改正前に追加になったということですか。

○学校教育課長

はい。実態に合わせた内容になるように、上の方で言えば実際の負担額を追加させていただいたということと、下の方につきましては、「経済的理由により」という言葉を入れて、これも実態としてわかるようにさせていただいたということです。

○教育長

ということは、今まで要保護の方については、第1号に該当する者について全額20円は徴収していなかったということですか。

○学校教育課長

実態としては徴収していたのですが、規則の中に内容がきちんと明記されていなかったので、実態に合わせた明記が必要だということで改正させていただきました。

○教育長

ということは、今までと徴収は変わりなく、文言を入れたということですか。

○学校教育課長

はい、その通りです。実態として変わりありません。

○教育長

それでは委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第25号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは議案第25号について、決定いたしました。

次に、議案第26号 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

「令和4年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の実施について」ご説明いたします。資料3をご覧ください。

本学力テストの目的は、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること」としております。その目的を達成するために、本学力テストを活用して、児童は、自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服するために活用することとなっております。また、家庭につきましては、子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援することに活用することとしております。また、学校は、教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行い、授業等の指導改善を図るとともに、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させること。また、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図ることとしております。最後に、市教委につきましては、各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行うとともに、状況に応じた教育の充実のための施策を推進することとなっております。

続いて、問題アンケートの内容等ですが、各教科及びアンケートの内容ですが、対象が5年生及び6年生の全児童です。5年生では「国語、算数、理科及び教科横断的な問題」、6年生では全国学力量学習状況調査の実施日と本学力テストの実施期間が重なっているため、「教科横断的な問題」のみをテストとして実施します。各学年とも出題の範囲は原則として前学年までの学習内容となっております。

資料は次のページになります。また、アンケートにつきましては、児童用アンケートでは、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等に関する内容を答える内容となっております。教員用アンケートでは、5年生、6年生の学級担任が対象で、教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関する内容を答える内容となっております。

続いて3番です。問題及びアンケート実施期間、場所、時間等ですが、実施期間は、令和4年4月18日（月）から4月26日（火）となっております。

実施時間は、国語・算数・理科のテストがそれぞれ20分間、教科横断的問題は40分間、児童アンケートは20分間程度となっております。

また、教員アンケートについては、学校へのテスト配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施することになっております。

続いて次のページの4番、5番になります。各教科及びアンケート結果の取

扱いについてですが、児童には、自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票が提供されます。

また、学校には、各学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ、各児童の状況を表すデータ、各児童に関する個人票データ等が提供されます。

また、市教委には、学校に提供したデータ、学校全体の状況を表すデータ、各学校の状況を表すデータ等が提供されることとなっております。

各教科及びアンケート結果の公表については、すすすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとされており、市教委や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすることとされており。

続きまして、5ページになります。各教科及びアンケート結果の活用については、教員が、その後の指導にいかすことが求められており、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなどし、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めるために活用していくこととなっております。

また、市教委が教員研修や学力向上推進担当者会等を開催し、教育施策および教育の改善を進めることに活用することとされており。

以上で説明を終わります。参加についての審議よろしく申し上げます。

○教育長

このテストの参加については、教育委員会で判断し、決議して参加するシステムとなっておりますので、議案として提出させていただきました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

全国学力テストと何が違うのですか。

○学校教育課長代理

全国学力学習状況調査というのは、どれくらい到達しているかという学力の部分が大きいのですが、今回の小学生すすすくテストに関しましては、新学習指導要領が変わりましたので、この学習指導要領に合った内容を先生方の授業改善に生かしていくということが目的ということです。以上です。

○教育部理事

加えまして、全国学力学習状況調査は教科ごとでそれぞれ実施しますが、この小学生すすすくテストについては、それにプラスして、教科横断型ということで、全てその教科だけのことではなく色々な教科のことを複合して回答するような問題になっています。そういう意味で、子どもたちのトータル的な教科横断的な力を見ていくところを趣旨としております。そういうところが

プラスされています。以上です。

○教育長

もう一つ質問ですが、全国学力テストの場合は、その年その年の一過性のものでしたが、これは、一人の子どもの学力を追跡できるようになっているのですか。

○教育部理事

成績としては積み重ねていくようになっていきますので、個人的なことも学校としては見ることができます。

○教育長

全国学力テストにプラスして経過的な状況も見られるということで、教育委員会としては、テストの性格としては生かしやすいという理解でよろしいですね。

○委員

子どもたちにとってみれば、別にこのテストが良いとか悪いということではなく、全国学力テストというのがあり、おそらく普通の学校の中でも小テストや確認テストといったものがなされていると思いますし、そのあたりから先生たちも色々と情報や想像力を働かせながら吸い上げていけていると思うのですが、またこの小学生すくすくテストが入ってくることで、それぞれの行われているテストの位置づけというものが明確になっていかないと、ただ単にテストを行っているだけ、集計しているだけになっていくような気がして、これも行ってみなければわからないというのは勿論あるとは思いますが、このテストの位置づけを明確にされていったほうが運用もしやすかったり、先生たちも判断しやすかったりしないのかなと漠然と思う部分はあります。

○教育部理事

ありがとうございます。確かに、学校では、いろいろテストがたくさんある中で、それぞれどうしていくかというところで、その整理ということが一つあります。この大阪府の新学力テストは今年度から始まっています。そして、次年度が2回目になるのですが、その中で、代理も言いました学習指導要領自体が29年度に改定されまして、2年前から小学校では学習指導要領に則って授業等がされているのですが、その中で、当然、教科それぞれの目標があるのですが、それぞれ別個のものではなくて、しっかり横の関連も付けながら総合的な力をつけていこうということがあります。そういう意味で、特に小学校は基本的に担任の先生が授業をしますが、例えば、国語ですと、国語だけの事をしているのではなくて、他の中身をする時に今まで理科で習った事を付けてみたりとか、付けたい力をテストですることによって授業も変えていってほしいという狙

いも一つあります。そういったところで、これを使いながらどういうふうに授業展開していったらいいのかというところの一つのものということになります。仰っていただいているように、いろいろなテストがあるので、その整理であったり目的というのは何をもってしていくのか、例えば漢字の小テストは何のためにするのかという話であったり、というところについて子どもの教師側からいえば指導した結果がどうなのか、子どもたちにとったら学習した結果どういった力がついたのかというような、指導と評価の一体化というようなところで整理もしていているところでは、学力向上推進委員会では、各学校の代表の先生に集まっていたきながら、テストの事についてもどういうふうにしていくのかという話もさせていただいていますので、ご意見をいただいたところも含めながら整理してきたいと思えます。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。

○委員

他府県でも行われているのですか。それとも大阪が初めてですか。

○教育部理事

都道府県によって、小学校対象のテストを行っているところもあります。大阪府としては、今年度が初めて採用になったというところでは、それぞれの都道府県で、子どもたちに付きたい力であったり教職員に対してのメッセージであったりというところの部分で、いろいろなテストを行っているところはあります。

○委員

他府県のもを参考にテストをつくられたのですか。

○教育部理事

このテストを作っているのは大阪府になりますが、参考にしている部分はありますし、特に教科横断的な部分は初めてに近いところがありますので、その部分については昨年度からいろいろな検討を重ねた中で作ってきたと聞いています。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。

○委員

教科横断的問題とは具体的にどういったものですか。例えば、読解力が必要な算数であったり、高等教育でいう意見を有する数学や理科を重ねたものとい

ったイメージですか。

○教育部理事

今回で言いますと、例えば、食品ロスの話があって、それをなくすためにどうしていけばいいのか子どもたち（Aさんの意見、Bさんの意見、お家での取組）のいろいろな事が意見としてある、もう一方では食品ロスのグラフが出てきて、それと見比べながら自分としてはどうしていったらいいのかという意見を書いたり、自分としてはこの意見に近いが、それは何故かという根拠のところも含めて、そのグラフにこんなことが書いてあるからというところでまとめていったりするようなものがあります。算数だけではなく、社会的な情勢も含めて国語の力を付けてというところが、トータルで教科横断的問題になっています。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。

○委員

教科及びアンケート結果の取扱いということで、藤井寺市としては、どうかたちでの公表になりますか。

○学校教育課長

すくすくウォッチの方が、目的としまして、学校での授業の指導改善を図るところを本市としては重視しておりまして、公表については行わないように考えております。足立委員からもご意見をいただいたように、このテストの目的をどこに重点を置いて取り扱っていくかというところで考えた時に、子どもたちの今の新学習指導要領に合った学力が伸びているのか伸びていないのかというところを見ながら、先生方が自分の日頃の授業にそういった教科横断的な問題の回答ができるような力がつくように授業を改善していくというところで、実質の部分で使わせていただくということです。結果については特に公表する予定はございません。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。今年2回目ということで、まだまだ成果も検証も十分ではありませんが、趣旨としては、新しい能力を付けていくことに寄与するというテストということで、来年度も続けていきたいと思っています。それでは、議案第26号 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

少し懸念的な部分もご指摘いただきましたので、学校と相談しながら実質充実したテストになりますようによろしくお願い致します。それでは、議案第26号について、決定いたしました。

次に報告事項に移ります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告させていただきます。報告第23号 令和3年度全国学力学習状況調査（市の分析結果）について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長代理

令和3年度全国学力学習状況調査（市の分析結果）について、ご説明させていただきます。

まず目的等についてですが、全国的な児童（小学校6年生）・生徒（中学校3年生）の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することです。教育課題を明確にした上で、教育のあり方及び教育施策の改善を図り、特に学校現場において、児童・生徒への指導や学習活動の改善等に役立ていくことを目的としています。

調査の実施概要ですが、今年度は資料のとおり全国的な人数で参加しております。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、調査自体が中止されております。今年度は、可能な限り多くの児童、生徒が同じ条件で参加できるように、例年であれば必ず4月に実施されますが、今年度は5月の下旬に実施させていただきました。そして、全国学力学習状況調査の問題の形式の方が、平成31年度から、従来の元々は基礎的な問題と活用の問題という基礎と応用というかたちで分かれておりましたが、それらが一体化され、教科として一つの問題というかたちに変更されているということを説明書きで載せております。

それを受けまして、今年度ですが、ホームページの公表方法を変更させていただこうと思っています。

変更の経緯ですが、全国学力学習状況調査の結果分析は、現在、平成24年度から「概要・問題別調査結果」、「質問紙調査結果」、「考察」に分かれてホームページ上でも掲載しており、その流れは、平成31年度まで継続されています。かなり詳細な内容を多数掲載しており、具体的に記載内容の何に注目すればいいのかが分かりにくい状況でした。また、全国学力学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生の単年度の調査になるため、これまでのように前年度との比較に留めてしまうと、市の施策の検証改善という意味で、どの程度達成

できているかという成果や課題を看取することは難しかったと現状で考えています。そこで新しく公表方法の変更をしたいと考えています。

これまでの公表方法の課題点を改善するために、今年度の公表分から経年比較ができるようにしました。見ただけで分かるように折れ線グラフを採用しました。これまで、文章で説明していた内容をグラフからすぐに読み取ることができるようにしました。また、小学校、中学校で1シートにし、質問紙のアンケート項目も各家庭と共有したい内容や、成果や課題が見られた内容に統一することで、市としての課題を明確化し、学校や家庭での取組みに反映しやすいかたちにしました。

内容についてですが、小学校では、国語、算数ともに平均正答率は全国平均・府平均を下回っています。平成27年度から令和元年度までは、国語、算数ともに府平均と大きな差はなく、算数においては、全国を超える年もありましたが、今年度は急激に下がっております。また、問題形式別（選択式・短答式・記述式）では、記述式問題についても急下降しており、課題の改善ができていないことが今回の結果から明らかになりました。また、領域別でいくと、国語は「書くこと」、算数は「図形」に大きな課題が見られました。算数の図形に関しては、本市だけではなく大阪府全体の課題として取り上げられています。

次に、中学校ですが、前回実施に比べると改善はしましたが、国語、数学ともに平均正答率は、全国平均・府平均を下回っています。国語は「書くこと」、数学は「図形」に課題が見られました。国語においては、自らの意見を伝えたり、記述することに課題があり、数学では、長い文章の中から、ポイントになる言葉を整理したり、関連付けることが課題になっています。こういった課題を裏付ける問題を詳細に分析し、児童・生徒に何が必要なのか今後の指導に対する工夫や、先生方に授業改善を含めて考えていきたいと思っています。

次に、質問紙ですが、小学校・中学校ともに「いじめに対する意識」「ICT活用」で、全国平均を超える結果になっています。「いじめの重大事態に対するガイドライン」が平成29年度に示され、並行して「道徳教育の充実」も平成29年度から充実してきております。また「GIGAスクール構想」が令和2年度から進められてきた成果だと考えています。

小学校では、家庭学習を全くしない、本を全く読まない、ゲームを1日4時間以上する児童が急増しており、学校外での生活習慣に課題が見られたと考えています。文科省から、コロナの影響は、全国学力学習状況調査の結果にあまり大きく影響しなかったと報告を聞いていますが、本市においては、「読書週間（全く読書をしない）」「家庭学習（家庭学習をしない）」「ゲーム時間（4時間以上）」の結果からも多少影響があったと現在のところは分析しています。

中学校では、自己肯定感やゲームをする時間が長い、朝食の喫食率に課題が見られます。特に自己肯定感は、本市の課題でもある不登校への影響も大きく懸念されるところです。生徒指導関係の加配を通じて、自己肯定感を上げる取組みを中心に、「いいねチケット」や「スポットライト運動」等、モデル校を通じて取組んでいます。以上が、学力と質問紙に関する回答になります。

これを受けまして、今年度の取組みについて説明させていただきます。

本市の強みであるICT活用を積極的に活用することで、学校と家庭をつなぎ、家庭学習や読書活動を含めて、生活リズムを整えることが必要だと考えています。

また、年間PDCAサイクルから学期ごとのPDCAサイクルに変更したことにより、学校の課題、方針、取組み、修正かつ改善の機会を増やしております。その調査報告や、学校訪問、ヒヤリングを通じて市教委としても支援しやすい体制を確立しているところです。

また、市内全中学校に「学力」「ICT活用」「図書館活用」の大阪府のモデル校を配置したことは、各中学校に学校全体を見て動くことができるよう学級担任ではない担当者を配置し、一定の成果を上げているものだと考えています。学校全体で学力向上について考える機会が増え、多忙な中、PDCAサイクルの中心となって学校全体を動かしていただいていると考えています。

最後に、読書に関する課題を解決するための大きな施策として、市立図書館とのシステム連携を昨年度後半よりさせていただいておりますので、積極的に利用することによって読書をしないという割合を減らしていくことができたかと考えております。

今後のスケジュールですが、10月5日に校長会議でホームページの内容を説明させていただき、10月11日にホームページに公表したいと考えております。それを受けまして、10月12日に学力向上推進委員会を実施します。各校から学力担当者に出てきてもらい、今回の報告の説明、各校での今後の取組み、修正・改善に繋げていきたいと思っています。10月28日の教育委員会会議では、詳細分析として、具体的にどういった問題が弱くて、そこを改善するためにどういった授業をしていくべきなのかということまで繋げていけたらと考えております。

以上の流れで、今後、全国学力学習状況調査の結果の分析、そして取組みへの反映に繋げていきたいと思っております。以上です。

○教育長

先日行われました全国学力学習状況調査の速報ですが、分析をさせていただきました。結果としてはかなり厳しい状況で、様々なことを考えていかなければいけないという結果になっております。2点目が、公表の仕方として、従前、かなり細かく書かせていただいていた形態で、たいへん見にくいということも含めて、簡潔、見やすく、焦点化するというところで、特に対外的には見やすく簡潔にということで、このような形をつくらせていただきました。但し、詳細な分析はこれから始まりますので、その点については別途検討する材料として作っていききたいと考えておりますということです。

本日は、今回の学力テストの結果を点数だけですけれども速報させていただき、このようなかたちで公表させていただくというご報告でした。

ただ今の件につきまして、委員の皆さま何かご意見等ございますか。本日資

料をお渡ししたばかりで、中身の検討もできなかつたと思います。内容につきましては、継続して議論していく内容ですので、次回の教育委員会議や研究協議会等々、また学校教育課も学力の話も含め、評価点検の話もしますので、色々な場面でご意見をいただけたらと思います。

○学校教育課長

次回10月の教育委員会会議では、各教科について問題を示しながら、問題の課題点や、子どもたちの足りない力をつけていくような取組みを各学校で行ってもらいたいと考えています。それについての細かな分析の話をさせていただこうと思っています。

○委員

P T Aをしていた時、学校協議会という場で、全国学力調査の結果を見せていただいて、それをもとに色々と協議会の委員の方々とディスカッションしていた経験があるのですが、その話の中で、全国学力テスト用の勉強をして受けているという学校もあるという話を聞いたことがあります。勿論、そういう勉強をして臨めば良い結果が得られると思います。おそらく、藤井寺市というのは、その様な取組みまでして臨んでいるということではないと思いますが、そういうふうに考えた時に、この全国平均や大阪府平均に劣っている等なかなか判断し辛い部分があると思うのですが、他の自治体の全国学力調査への取組み等の情報は把握されているのでしょうか。

○学校教育課長代理

それぞれ他市も含めて、今回変更するに当たって、まず他市の公表されている中身を拝見し、我々と同じような立場の指導主事が学力テストを受けて一斉に集まる機会もあるのですが、話を聞いている限りでは対策をされている市町もあります。そこ（点数）を上げないと、目に見える部分ということで、何とかしたいということで、とても力を入れているなあと感じるところは具体的にあります。本市においては、学校にそういう形で対策を何時間しなさいといったことはしていません。小学校については、こういったテストの形式自初めてになってしまうので、そういった部分で初めて行うにあたって戸惑いがないようにしないといけないと思っています。そういったことは今後、他市も含めて話をしていくことになると思います。

○委員

テストは行ってもいいと思っています。ただ、対策しているところもありながら、こういった結果になっているということに対して、数字というのは具体的なので、ものすごくダイレクトに入ってきてしまうので、対策しているところもあれば、対策していなくて丸腰で受けているようなところに対して、どんな評価をしてあげればいいのか、なんだか微妙だなという感じはすごく受ける

ところでは、資料には6年間ほどの情報が載っていますが、基本的に藤井寺というのは、こういった地域性というか特色なのだと思います。大阪府や全国よりも少し低くなっている、それが学力の面だけではなくて生活の面に関しても、これを見る限りではネガティブな印象しか受けられない感じがあって、とは言え、小学校や中学校の子どもたちといえば非常に純粋なので、家庭環境といいますか、保護者がどのようなスタンスなのかというところが、かなり学力や生活習慣に影響してくる気がしています。こういった結果を、保護者に対して統計資料を渡すだけではなく、家庭訪問や個人懇談等の場で直接伝えるなど、そういったところで何か改善に繋がるようなやり取りをしてもらっていただければいいと思います。何らかの形で保護者への発信というものも強めていかないと、なかなかこれは改善されていかないだろうなという気はします。

○教育長

大きな課題だと思いますね。国が最初に言ったのは、学力学習状況調査そのものについては本当に一部の姿を現すものであるもので、本来、公表したり競わせたりするようなものではなくて、その部分を見て次の学習の改善にどう繋げていくかの参考資料にしてくださいというのが本来でした。それが、説明社会の中で、どんどん説明していくという形になってきたので、この数字だけを出した後に、委員のおっしゃるように、たくさんの事を付け加えて一人ひとりの個人の説明をしていかなければいけないというふうに思います。ただ、実態として、我々真摯に受け止めて、いろいろな方法や角度から考えて教育の改善、特に貧困等々いろいろな問題も含めて合わせて、より実態として出てくることにも努めながら、子どもの成長に繋がっていきたいと思っています。

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。これから本質の部分を探めていくということで、報告第23号 令和3年度全国学力学習状況調査（市の分析結果）について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第23号について承認いたします。

次に、報告第24号 教育委員会の後援名義等の使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和3年7月、8月2か月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の表の5件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

今回は5件ということですが、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。報告第24号 教育委員会の後援名義等の使用について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第24号について承認いたします。
次に、その他報告事項に移ります。こども園推進本部会議について、保育幼稚園課長、説明願います。

○保育幼稚園課長

それでは、その他報告事項、こども園推進本部会議についてご説明させていただきます。資料6の道明寺こども園の運営について、をご覧くださいませでしょうか。

道明寺こども園は令和5年4月、幼保連携型認定こども園への移行をめざし事務を進めております。現場の先生方で構成された部会での検討内容と事務局の検討内容について、8月31日に、副市長を本部長とする、こども園推進本部会議において、資料のように決定し、その後、市長報告を行いました。

まず1番、タイムスケジュールについては、別紙にございます7月定例教育委員会でも、ご報告をさせていただきましたが、基本的な考え方（モデルプラン）として、具体化にあたっては子どもたちの環境にあわせて現場で柔軟に考えていくこととする。

2番、保育の後の振り返りの話し合いや、翌日の教育活動の準備時間を確保し、教育・保育の質を確保するため「ノンコンタクトタイム」を導入する。

3番、職員配置の特例として現在、5歳児クラスは担任を2名配置していますが、教育・保育の質を確保するため4歳児クラスについても担任を2名配置とする。

4番、こども園の開園日については、現在と同じく日曜・祝日・年末年始以外の日。開園時間は午前7時から午後7時までとする。また教育時間の開始については、現在の午前8時30分を8時45分とし、終了時間は現在、水曜日以外午後3時、水曜日は午後1時30分のところ、水曜日も含めて午後3時とする。保育を必要とする子どもの原則的な保育時間は、現行より15分前倒しし、午前8時45分から午後4時45分までとする。

5番、現在の幼稚園児に該当する1号認定子どもの3歳児保育については、

保護者が就労を中断しても退園をしなくてもよいという認定こども園のメリットを活かす観点から3歳児の定員を設定する。

6番、こども園の定員については資料のとおりとする。なお、1号認定こども園の定員は現状を参考に設定しており、4、5歳児については定員を超えることはないものと見込んでおります。

資料の裏面にうつりまして、7番、道明寺こども園における1号認定子どもの通園区域は設けない。これは、保護者が就労を中断した場合、通園区域を理由として退園することがないように配慮しております。また、他の市立幼稚園の通園区域については「旧道明寺幼稚園区を道明寺南幼稚園の通園区域に加える」方向で考えております。

8番、1号認定子どもが定員を超えた場合の選考基準については、特別な配慮が必要な子ども、兄弟姉妹が在園中である子ども及び旧道明寺幼稚園の通園区域に在住している子どもを優先しようと考えております。具体的な選考方法は今後の検討とし、選考基準の開示方法については十分配慮することといたします。

以上のことが決定事項となっております。今後も、こども園推進本部会議等で決定いたしました事項については教育委員会でご報告を考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資料のタイトル「道明寺こども園」保護者説明会をご覧くださいませでしょうか。

9月27日（月）に令和4年度道明寺幼稚園入園希望者を対象に保護者説明会を行いました。参加者は10名でした。

毎年、公立幼稚園の新入園児は、おおむね3歳児対象のあひる教室に参加されてから入園されており、今回の説明会では、道明寺幼稚園のあひる教室11名のうち10名にご参加していただきました。説明は以上です。

○教育長

以前にも、こども園のタイムスケジュールをご説明願ったのですが、この間、推進本部会議等でも正式決定されて、いよいよ、こども園移行ということで説明会の方も進んでいるということをご報告いただきました。ただ今の件について、委員の皆さま何かご質問等ございますか。

○委員

1号認定子どもの通園区域を設けないということですが、これによって増加するであろう園児の想定はどのようなものでしょうか。

○保育幼稚園課長

今現在、来年度の受付をさせていただいているところですが、おそらく、今年度入ってらっしゃる方の人数よりは若干減るような予定をしております。ですので、今あげさせていただいております定員というのが、今年度の人数を想

定して設定させていただいておりますので、おそらく選考になったり溢れてしまうという方はいないという想定をしております。

○教育長

もともと、道明寺幼稚園と道明寺東幼稚園の子どもですね。他の園の子どもも入っていますか。

○保育幼稚園課長

今現在、道明寺子ども園につきましては、選択で選んでいただけるのが旧道明寺東幼稚園区と道明寺南幼稚園区の方で、選択は可能なのですが、実際に来ていただいているのは道明寺東幼稚園区の方です。以上です。

○委員

この旧道明寺幼稚園区の通園区域の方が希望に添えないということは、起こりえないということですか。

○保育幼稚園課長

現在の定員の設定では、そのとおりに考えております。また、そこで、やはり申込みの方が多くて、そちらの地域のお住いの方が入れないということでしたら、また定員については、適宜変更も含めて検討が必要と考えております。

○委員

定員のことをおっしゃっていましたが、保護者説明会というのは、また今後何回か考えておられるのでしょうか。

○保育幼稚園課長

前回、幼稚園の保護者の方に関しましてもご説明させていただいた時に、特にそういったご要望はいただいておりませんでした。ただ、今後、中身を具体化に決めていく中で必要なお声ですね、また市の方として積極的に説明をさせていただいた方がいいなと判断をさせていただいた時には、説明会をさせていただきたいと思います。

○教育長

他にご質問等ございますか。保護者説明会の時に、特に幼保連携認定こども園についての何かご意見のようなものはありましたか。

○保育幼稚園課長

認定子ども園の移行に関しての反対であるとか、賛成であるとか、そういったお声はいただいておりませんでした。ただ、今、委員からご質問がありまし

た、やはり旧道明寺幼稚園区にお住まいの方が、「申し込んでも入れないような状態にならないですか」というご心配のお声を一件いただきました。また、「行事等は具体的にどこまで決まっていますか」「募集はどうなるのですか」「クラス編成についてはどうなりますか」といった四点のご質問をいただいておりますので、今後、また道明寺幼稚園をご希望されている方もいらっしゃると思いますので、先日の説明会の資料の方と、出てきたご質問とご回答の方を市のホームページの方に既にあげさせていただいております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、また初めての取組みに移行していきますので、課題もいろいろあるかと思いますが、順調に移行できますように頑張ってください。

次に、その他報告事項、デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

生涯学習課より、デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について、ご説明させていただきます。お手元の資料7をご覧ください。

平成30年4月より、本市防災行政無線につきましては、これまでのアナログ放送からデジタル放送に更新され運用を開始しております。アナログ放送だった時は、帰宅誘導放送自体実施していませんでした。主な理由として3点あります。1点目は、放送音量の調整ができなかった。2点目が、鳴動（めいどう）箇所が選択できない（鳴らす時は一斉しかなく市内全てに響き渡ってしまう）、3点目としては、放送の予約ができず、鳴動させるならば、毎日シュラホールから本庁へ行き、職員が手動にて防災無線を操作しなければならなりません。また、その際、危機管理室の職員の立ち合いも必要でしたので、これらの理由により、帰宅誘導放送自体実施していませんでした。

冒頭申し上げたとおり、平成30年4月からのデジタル防災行政無線運用の通知を受け、同年の長期休業期間中における帰宅誘導放送を開始いたしました。

開始にあたり、市内34か所に設置されている全スピーカーより放送した場合や、鳴動箇所を選択して放送するなど、方法については危機管理室と協議を重ねた結果、デジタル放送に更新されたことによって、かなりの音のクリアさが確保でき、広い範囲まで放送が聞こえると情報もいただきましたので、結論としましては、今回、市内10小中学校施設及び他2か所の計12か所より放送することといたしました。

長期休業期間中のみの放送としていますのは、通常、学校（授業）のある時は担任の先生より帰宅を促すよう指導されております。従って、長期休業期間中のみの放送とさせていただいております。以上です。

○教育長

この夏期休業期間中にデジタルで実施したということで、その成果について報告いただきました。ただ今の件につきまして、委員の皆さま何かご質問等ございますか。

○委員

毎日放送してほしいという要望は結構あったのですか。

○生涯学習課長

ご指摘のとおり、時間的な関係で、もちろん子どもたちだけではなく、いろいろな方も音的には不快感を与える音ではないので、ぜひ毎日行ってほしいという声もありましたが、どうしても、通常、学校(授業)がある時は、先程も説明させていただいたとおり、担任の先生より下校を促すように指導されておりますので、長期休業期間中というのは、学校での担任の先生等のお声がけができないので、その代替策として、この帰宅誘導放送をスタートさせていますので、現段階ではそういったお声はなしということではありませんが、長期休業期間中のみの放送とさせていただいております。以上です。

○教育長

これからずっと長期休業期間中はこのようになるということですね。

○生涯学習課長

はい。皆さんも一度は聞かれていると思いますが、数年前から行わせていただいています。

○教育長

わかりました。それでは、今の報告を受けまして、以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。全体を通じまして何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして9月の定例教育委員会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時15分